

対象工事番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【入居報告】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

対象住戸1戸毎に1枚のシートを作成して下さい。2戸以上の住戸について申請する場合はシートを追加して作成して下さい。

入居者決定報告書

住宅確保要配慮者あんしん推進事業について、**あんしん住宅確保要配慮者が決定**しましたので下記のとおり報告いたします。
なお、本報告に虚偽の記載があった場合、また、入居対象者要件に適合しない者を入居させた場合は、速やかに補助金を全額返還することを誓約いたします。

記入日 平成 年 月 日

補助事業者 氏名又は法人:

法人の代表者名(役職)



1. 入居者の決定状況

枠線内に左詰めで記入して下さい。

対象建物の名称・棟番号		(フリガナ)	部屋番号
入居者の氏名		(フリガナ)	契約した家賃(月額) ^{※1} (管理費および共益費を除く家賃) 円
入居者の条件の適合確認	入居者の条件		入居者の条件適合を確認した書類の写し
	共通		収入の確認 <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 年金振込通知書 <input type="checkbox"/> その他 () 控除額の確認 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 障がい者手帳等 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()
	入居者の属性	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポートの写し
	※右欄のいずれかに ☑をしてください。	<input type="checkbox"/> 障がい者等世帯	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳等 <input type="checkbox"/> 国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 永住帰国者証明書 <input type="checkbox"/> 被爆者手帳 <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類	<input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 転居後の住民票の写し <input type="checkbox"/> 入居者の属性を確認した書類の写し <input type="checkbox"/> 年間所得金額計算シート <input type="checkbox"/> あんしん住宅情報システムの登録内容を出力した書類 <input type="checkbox"/> 控除額計算シート

※1 所管の居住支援協議会が定めている月額家賃上限額を超えることはできませんのでご注意ください。

年間所得金額計算シート

対象建物の名称・棟番号	
対象住戸(部屋番号)	
世帯において所得のある者の氏名	

1. 給与所得による年間所得金額

(1) 下表により、就職時期などに応じ、年間総収入金額を計算。

就職時期など	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している場合	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)	円
② 現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している場合	勤務した翌月から12カ月間の総収入金額	円
③ 現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合	次により計算した金額 勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額 賞与 円 - 円 × 12 + 円 = 円 勤務した翌月から申込み月の前月までの月数 ヶ月	円
④ 現在の勤務先に就職してからまだ給与(1カ月分)を受けていない場合	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が 円 × 12 = 円	円
年間総収入額		円

(2) 次に、(1)で計算した年間総収入金額の区分に応じて、年間給与所得金額を計算。

年間総収入金額の区分	年間給与所得金額
651,000円以上 1,619,000円未満	年間給与所得金額=0
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間総収入金額-650,000円=年間給与所得金額
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得金額=969,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得金額=970,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得金額=972,000円
1,628,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得金額=974,000円
1,628,000円以上 1,804,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後に4000を掛け戻して AX0.6=年間給与所得金額
1,804,000円以上 3,604,000円未満	AX0.7-180,000円=年間給与所得金額
3,604,000円以上 6,600,000円未満	AX0.8-540,000円=年間給与所得金額
6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得金額
10,000,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,700,000円=年間給与所得金額

給与所得による年間所得金額 (A) 円

2. 年金所得による年間所得金額

(1) 下表により、年金の受給期間に応じ、年間総収入金額を計算。

年金の受給期間	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 1年以上引き続き年金を受給している場合	前年分の支払年金額。 (年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	円
② 年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額。 (年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	円
年間総収入額		円
年齢		歳

(2) 次に、「年齢区分」及び「1で計算した年間総収入金額」の区分に応じて、年間年金所得金額を計算。

年齢区分	年間総収入金額の区分	年間年金所得金額
65歳以上	1,200,000円以下	年間年金所得金額=0
	1,200,001円以上 3,300,000円未満	年間総収入金額-1,200,000円=年間年金所得金額
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75-375,000円=年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85-785,000円=年間年金所得金額
	7,700,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,555,000円=年間年金所得金額
64歳以下	700,000円以下	年間給与所得金額=0
	700,001円以上 1,300,000円未満	年間総収入金額-700,000円=年間年金所得金額
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75-375,000円=年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85-785,000円=年間年金所得金額
	7,700,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,555,000円=年間年金所得金額

年金所得による年間所得金額 (B) 円

3. その他の所得による年間所得金額

(1) 下表により、開業等の時期に応じ、年間総収入金額（＝年間所得金額）を計算。

開業の時期	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 前年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている場合	前年分の年間所得金額	<input type="text"/> 円
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額	<input type="text"/> 円

その他の所得による年間所得金額 (C) 円

4. 年間所得金額

(A+B+C) 円

控除額計算シート

対象建物の名称・棟番号	
対象住戸（部屋番号）	

入居世帯の状況に応じて、下表により、控除額を計算。

控除の種類	控除対象となる方	控除額の計算	控除額	
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族	38万円/人 × <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 =	<input style="width: 60px;" type="text"/> 万円	
特別控除	寡婦（夫）控除 次に該当する方 ・ 夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族のある方 ・ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方 ・ 妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下の方	27万円/人 × <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 = <small>（※左記に該当する方の所得金額が27万円未満の時は、その額×人数）</small>	<input style="width: 60px;" type="text"/> 万円	
	老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者で、70歳以上の方	10万円/人 × <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 =	<input style="width: 60px;" type="text"/> 万円
	老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方		
	特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以	25万円/人 × <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 =	<input style="width: 60px;" type="text"/> 万円
	障害者控除	次に該当する方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ 知的障害者更生相談書等により知的障害者と判定された方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円/人 × <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 =	<input style="width: 60px;" type="text"/> 万円
	特別障害者控除	次に該当する方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・ 戦傷病手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・ 知的障害者更生相談書等により重度の知的障害と判定された方など ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など	40万円/人 × <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 =	<input style="width: 60px;" type="text"/> 万円

控除額の合計 万円